

鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会 設立趣意書

鎌倉市では、観光施設が集中する鎌倉地域を中心に、年間2000万人を超える観光客が訪れており、休日を中心に著しい交通渋滞が発生し、市民生活に支障が生じている。

こうした観光渋滞への対策として、鎌倉市ではこれまでに、「パークアンドライド」や「鎌倉フリー環境手形」等の施策が講じられてきたところであるが、さらに抜本的な対策を講じていくため、まずは均質で継続性のあるデータ収集により、現状の交通状況の把握及び課題抽出を行う必要がある。

一方で、国土交通省では、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、交通管理者や観光部局とも連携しながら、エリアプライシングを含む交通需要制御などのエリア観光渋滞対策に取り組んで行くこととしており、その実験実施地域として鎌倉市が選定されている。

そこで、鎌倉においてICT・AI等を活用したエリア観光渋滞対策等の実装に向けた実験が計画的かつ効率的に推進が図られるよう、必要な検討や調整等を行うことを目的として、本協議会を設立するものである。

参考資料

鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鎌倉におけるICT・AI等を活用したエリア観光渋滞対策の実装に向けた実験が計画的かつ効率的に推進が図られるよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

(検討調整事項)

第3条 協議会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- (1) 実験実施計画の検討
- (2) 実験実施にかかる関係機関との調整
- (3) 実験の実施及び実験結果の検証
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、協議会での検討と調整、検証が完了するまでとする。

(会長)

第6条 協議会の会長は、協議会委員の中から互選により充てる。

2. 会長は、協議会の会務を総括する。
3. 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 会長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長の発議に基づいて開催する。

2. 協議会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職

参考資料

務を退いた後も同様とする。

(協議会の公開について)

第9条 協議会は非公開とする。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路計画第二課、交通対策課及び横浜国道事務所調査課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付則)

1. 本規約は、平成29年12月12日から施行する。

鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会
委員名簿

委員	所属
岸井 隆幸	日本大学理工学部 土木工学科 教授
久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
根本 敏則	敬愛大学経済学部 教授
瀬戸下 伸介	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路研究室 室長
五十嵐 一夫	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長
下坪 賢一	国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課 課長
淡中 泰雄	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 所長
西山 俊昭	神奈川県 県土整備局 道路部 道路管理課 課長
星名 隆	神奈川県 県土整備局 都市部 交通企画課 課長
市川 喜久男	神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 所長
藤田 和久	神奈川県 警察本部 交通部 交通規制課 都市交通対策室 室長
宮村 栄	神奈川県 鎌倉警察署 署長
野口 博	神奈川県 大船警察署 署長
樋田 浩一	鎌倉市 都市整備部 部長
比留間 彰	鎌倉市 共創計画部 部長
小池 忠紀	(公社) 鎌倉市観光協会 事務局長
廣瀬 信	鎌倉商工会議所 事務局長
真野 祐司	東日本旅客鉄道(株) 鎌倉駅長
佐藤 克久	江ノ島電鉄(株) 鉄道部 旅客課長
高橋 優介	江ノ島電鉄(株) 自動車部 計画管理課長
長塚 隆介	京浜急行バス(株) 運輸部 計画課長